

減量計画書制度の実施状況

1 事業用大規模建築物減量計画書制度

(1) 制度概要

事業系廃棄物の減量を図るため、事業用大規模建築物の所有者に対し、当該建築物（事業所）から排出される事業系廃棄物の減量義務及び毎年 の 報告を求めるもの

報告対象	事業の用に供する延床面積 1,000 m ² 以上の建築物の所有者
対象業種	業種指定なし(大型スーパー、ショッピングモール、テナントビル、学校、工場など)
主な報告内容	・ごみ [※] の発生量、再生利用量、廃棄量等（前年度実績及び今年度計画） ・ごみ減量等の取組内容等 ・再生利用等の処理方法（委託先） ※報告対象ごみ：全ての一般廃棄物及び再生利用可能な産業廃棄物
報告義務以外の義務規定	・減量義務（分別・リサイクル含む） ・廃棄物管理責任者の選任・届出 ・廃棄物の保管場所の設置

(2) 制度の運用状況

ア 提出対象の把握方法

建築確認手続の際に、施主（所有者）が建物や設備等の関連法令の対応要否を確認することとしており、それによって、本制度の該当要否についても施主が確認することになっている。

また、小売店舗は大規模小売店舗立地法において店舗面積が 1,000 m²超の場合は届出が必要となるため、その情報に基づいて本市においても本制度の対象を確認している。

イ 提出状況

令和 4 年度実績提出事業所数：2,684 件

平成 25 年度以降は、把握できている対象の全てから提出いただいている。

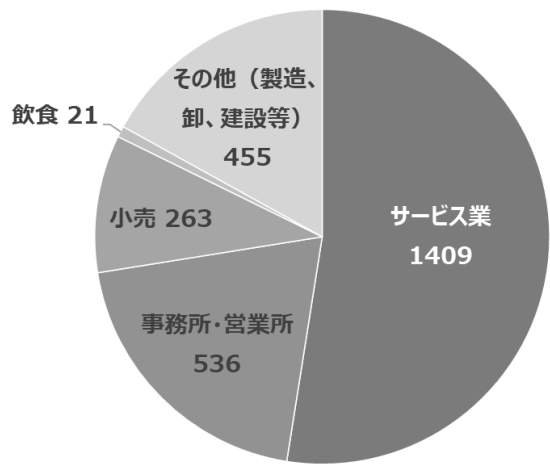


図 1 提出事業所の業種別内訳

(3) 一般廃棄物の減量効果

経年比較に当たっては、提出事業所数が増加しているため、1事業所当たりの平均ごみ量で評価する。（提出事業所数：2,473件(H28)→2,684件(R4)）

ア 一般廃棄物全体の減量効果

- ・市クリーンセンターで焼却されることになる廃棄量（事業所当たり）は、平成28年度から令和4年度までの6箇年で27.9%減少しており、業者収集ごみ全体の減少率13.5%※よりも大きな減少となっている。

※ **資料1別紙** 業者収集ごみ関連情報「1 業者収集ごみ量の推移」を参照

- ・再生利用率は生ごみを中心に再生利用が進んだ結果（表2）、6年間で54.4%から60.9%へ6.5ポイント上昇している。

<表1：一般廃棄物量の推移>

	再生利用量		廃棄量		発生量		再生利用率 A/(A+B)
	(A)	事業所当たり	(B)	事業所当たり	(A+B)	事業所当たり	
平成28年度	78,267t	31.6 t/所	65,586t	26.5 t/所	143,853t	58.2 t/所	54.4%
令和4年度	80,018t	29.8 t/所	51,355t	19.1 t/所	131,374t	48.9 t/所	60.9%
増減量	+1,751t	-1.8 t/所	-14,231t	-7.4 t/所	-12,479t	-9.3 t/所	+6.5 ㊯
増減率	+2.2%	-5.8%	-21.7%	-27.9%	+8.7%	-15.9%	

【各ごみ量の定義】

再生利用量：一般廃棄物のうち再生利用可能なもの（古紙、生ごみなど）の量

廃棄量：京都市のクリーンセンターで焼却処理している量

発生量：廃棄量と再生利用量の合計

イ 生ごみにおける減量効果

- ・生ごみは再生利用が進み、再生利用率は6年間で28%から43%へ15ポイント増加し、事業所当たりの廃棄量は-49%と半減している。

<表2：生ごみ量の推移>

	再生利用量		廃棄量		発生量		再生利用率 A/(A+B)
	(A)	事業所当たり	(B)	事業所当たり	(A+B)	事業所当たり	
平成28年度	8,973t	3.6 t/所	22,710t	9.2 t/所	31,683t	12.8 t/所	28%
令和4年度	9,324t	3.5 t/所	12,505t	4.7 t/所	21,829t	8.1 t/所	43%
増減量	+351t	-0.1 t/所	-10,205t	-4.5 t/所	-9,854t	-4.7 t/所	+15 ㊯
増減率	+3.9%	-4.3%	-45%	-49%	-31%	-36%	

- ・生ごみの業種別廃棄量は、「百貨店・スーパー・ファッション等専門店ビル」、「テナントビル（複合）」、サービス業の「ホテル・旅館業」、「福祉施設」、「医療機関」が多い。
- ・生ごみの再生利用率は、「百貨店・スーパー・ファッション等専門店ビル」が 62.8% と高いが、サービス業の「ホテル・旅館業」「福祉施設」「医療機関」はそれぞれ 21.8%、7.0%、5.6%と低い。

⇒再生利用率の低い業種に対して、業種特性を踏まえつつ、働きかける必要がある。

<表 3 :令和 4 年度生ごみの業種別内訳（廃棄量上位 5 業種抜粋）>

業種		事業所数	廃棄量	事業所当たり	再生利用率
小売業	百貨店・スーパー・ファッション等専門店ビル	133	2,192t	16.5 t /所	62.8%
テナントビル	複合	156	1,333t	8.5 t /所	44.0%
サービス業	ホテル・旅館業	337	1,960t	5.8 t /所	21.8%
	福祉施設	200	1,398t	7.0 t /所	7.0%
	医療機関	110	2,114t	19.2 t /所	5.6%
その他		1,748	3,508t	2.0 t /所	52.0%
総計		2,684	12,505t	59.1 t /所	42.7%

ウ 再生利用可能な紙ごみにおける減量効果

- ・再生利用可能な紙ごみの再生利用率は 6 年間で 96.7%から 98.8%へ 2.1 ポイント増加している。
 - ・再生利用量の事業所当たり平均は、28.0 トン／所から 25.2 トン／所へ 9.8%減少しているが、その主な要因はペーパーレス化等による紙使用量減少※と考えられる。
- ※ 国内の紙消費量は同期間で 15.1%減少している。

<表 4 :再生利用可能な紙ごみ量の推移>

	再生利用量		廃棄量		発生量		再生利用率 A/(A+B)
	(A)	事業所当たり	(B)	事業所当たり	(A+B)	事業所当たり	
平成 28 年度	69,126t	28.0 t /所	2,356t	0.9 t /所	71,481t	28.9 t /所	96.7%
令和 4 年度	67,708t	25.2 t /所	831t	0.3 t /所	68,540t	25.5 t /所	98.8%
増減量	-1,418t	-2.8 t /所	-1,525t	-0.6 t /所	-2,941t	-3.4 t /所	+2.1 ㊦
増減率	-2.1%	-9.8%	-64.7%	-67.5%	-4.1%	-11.7%	

2 特定食品関連事業者減量計画書制度

(1) 制度概要

事業系廃棄物の減量を図るため、事業系廃棄物の排出量が相当程度多い食品関連事業者[※]に対し、事業系廃棄物の減量義務及び毎年[※]の報告を求めるもの。事業用大規模建築物計画書制度の対象外となる小規模店舗を多数有するチェーン等の事業者についても報告対象としている。

※ 食品リサイクル法で規定する食品関連事業者。業種特性上、生ごみの排出量が多く、総量も多い。制度運用上、専ら産業廃棄物を排出する食品関連事業者を除く。

対象	食料品小売店、飲食店、ホテル・旅館のうち、店舗、その他の事業所の延床面積合計が 3,000 m ² 以上の 事業者
対象業種	食品小売（スーパー、コンビニ、百貨店）、飲食、ホテル・旅館
主な報告内容	・ごみの再生利用量、廃棄量、発生量等（前年度実績及び今年度計画） ・ごみ減量等の取組内容等

(2) 制度の運用状況

ア 提出対象の把握方法

市内の事業所の延床面積合計が 3,000 m²以上の事業者を把握できる他制度の届出等の情報はないため、各業種の主なチェーン事業者を個別に調査している。

イ 提出状況

令和 4 年度実績提出事業者数：88 者（合計 1,548 事業所）

業種別内訳：食品小売 30 者、飲食 18 者、ホテル・旅館 40 者

把握できている対象の全てから提出いただいている。

(3) 一般廃棄物の減量効果

経年比較に当たっては、対象の事業所数が増加しているため、1 事業所当たりの平均ごみ量で評価する。（提出事業所数：49 者 1,147 事業所（H28）→88 者 1,548 事業所（R4））

ア 全体

- ・再生利用率は 6 年間で 59.5%から 53.2%へ 6.3 ポイント減少している。これは新規の報告対象となった事業者の再生利用状況が低いため、全体として再生利用率が減少する結果となっている。

<表 5：一般廃棄物量の推移>

	再生利用量		廃棄量		発生量		再生利用率 A/(A+B)
	(A)	事業所当たり	(B)	事業所当たり	(A+B)	事業所当たり	
平成 28 年度	27,436t	23.9t/所	18,650t	16.3t/所	46,086t	40.2t/所	59.5%
令和 4 年度	26,121t	16.9t/所	22,944t	14.8t/所	49,065t	31.7t/所	53.2%
増減量	-1,316t	-7.0t/所	+4,294t	-1.4t/所	+2,979t	-8.5t/所	-6.3 ㊦
増減率	-4.8%	-29%	+23%	-8.8%	+6.5%	-21%	

イ 生ごみにおける減量効果

(ア) 対象業種合計

- ・生ごみの事業所当たり平均の廃棄量は、6年間で7.4t/所から4.6t/所へ37%減少しており、発生抑制が進んでいる。
- ・生ごみの再生利用率は37.3%から39.6%へ2.3ポイント増加している。

＜表6：生ごみ量の推移＞

	再生利用量		廃棄量		発生量		再生利用率 A/(A+B)
	(A)	事業所当たり	(B)	事業所当たり	(A+B)	事業所当たり	
平成28年度	5,071t	4.4t/所	8,514t	7.4t/所	13,585t	11.8t/所	37.3%
令和4年度	4,700t	3.0t/所	7,173t	4.6t/所	11,873t	7.7t/所	39.6%
増減量	-371t	-1.4t/所	-1,341t	-2.8t/所	-1,712t	-4.2t/所	+2.3 ㍴
増減率	-7.3%	-31%	-16%	-37%	-13%	-35%	

(イ) 再生利用に取り組めていない要因

事業者への聞き取りでは、分別の手間やリサイクルコストがかかることなどが挙げられている。

(ウ) 業種別状況

- ・再生利用率は、「飲食」及び「宿泊」がそれぞれ13%、23%と「食品小売（49%）」と比較して低い。

⇒再生利用率の低い業種に対して、業種特性を踏まえつつ、働きかける必要がある。

＜表7：業種別の生ごみ廃棄状況（令和4年度）＞

	事業者数	事業所数	廃棄量	事業者当たり 廃棄量	事業所当たり 廃棄量	再生利用率	再生利用の 取組事業者数
食品小売	30 者	995 所	4,221t	141 t/者	4.2 t/所	49%	23 者/30 者
飲 食	18 者	397 所	2,161t	120 t/者	5.4 t/所	13%	6 者/18 者
宿 泊	40 者	156 所	791t	20 t/者	5.1 t/所	23%	11 者/40 者
総 計	88 者	1,548 所	7,173t	82 t/者	4.6 t/所	40%	40 者/88 者

（参考）市域全体での食品リサイクル実施状況は、**資料1別紙** 業者収集ごみ関連情報「3 食品リサイクル量の推移」を参照